

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年2月10日
【会社名】	フジ住宅株式会社
【英訳名】	FUJI CORPORATION LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮脇 宣綱
【本店の所在の場所】	大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号
【電話番号】	072-437-4071
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 I R 室長 野口 恭久
【最寄りの連絡場所】	大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号
【電話番号】	072-437-4071
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 I R 室長 野口 恭久
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 326,800,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	400,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

（注）1. 募集の目的及び理由

本募集は、当社の取締役、監査役（社外取締役、社外監査役を除きます。）及び当社のグループ子会社（以下、当社と併せて「対象会社」といいます。）の取締役（以下、併せて「取締役等」といいます。）を対象とする「役員向け株式交付信託」（以下、「本役員向け制度」とい）、本役員向け制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本役員向け信託契約」といいます。また、本役員向け信託契約に基づいて設定される信託を「本役員向け信託」といいます。）及び対象会社の従業員（以下、「従業員等」とい）、取締役等と併せて「対象者」といいます。）を対象とする「従業員向け株式交付信託」（以下、「本従業員向け制度」とい）、本従業員向け制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本従業員向け信託契約」といいます。また、本従業員向け信託契約に基づいて設定される信託を「本従業員向け信託」とい、本役員向け信託と併せて「本信託」といいます。）について、対象会社が定める「（役員向け株式交付信託）株式交付規程」（以下、「役員向け株式交付規程」とい）、本従業員向け制度に基づいて「（従業員向け株式交付信託）株式交付規程」（以下、「従業員向け株式交付規程」とい）、役員向け株式交付規程と併せて「株式交付規程」といいます。）に基づき、対象者に対しての交付に必要と見込まれる当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を本信託が取得するため、2026年2月10日開催の当社取締役会決議により行われるもので。なお、本有価証券届出書の対象となる当社株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）は、本役員向け制度及び本従業員向け制度に基づき、第53期事業年度（2025年4月1日～2026年3月31日）から第55期事業年度（2027年4月1日～2028年3月31日）を評価期間として、割当予定先である取締役等10名、従業員等884名（以下、総称して「割当対象者」といいます。）に対して、以下の株式交付信託の仕組みを通して行われるもので。

（1）本役員向け制度の概要

本役員向け制度は、予め当社が定めた役員向け株式交付規程に基づき、当社が金銭を拠出することにより設定する本役員向け信託が当社株式を取得し、取締役等に対して付与するポイントの数に相当する数の当社株式を、本役員向け信託を通じて各取締役等に対して、毎年一定の時期に交付する制度です。

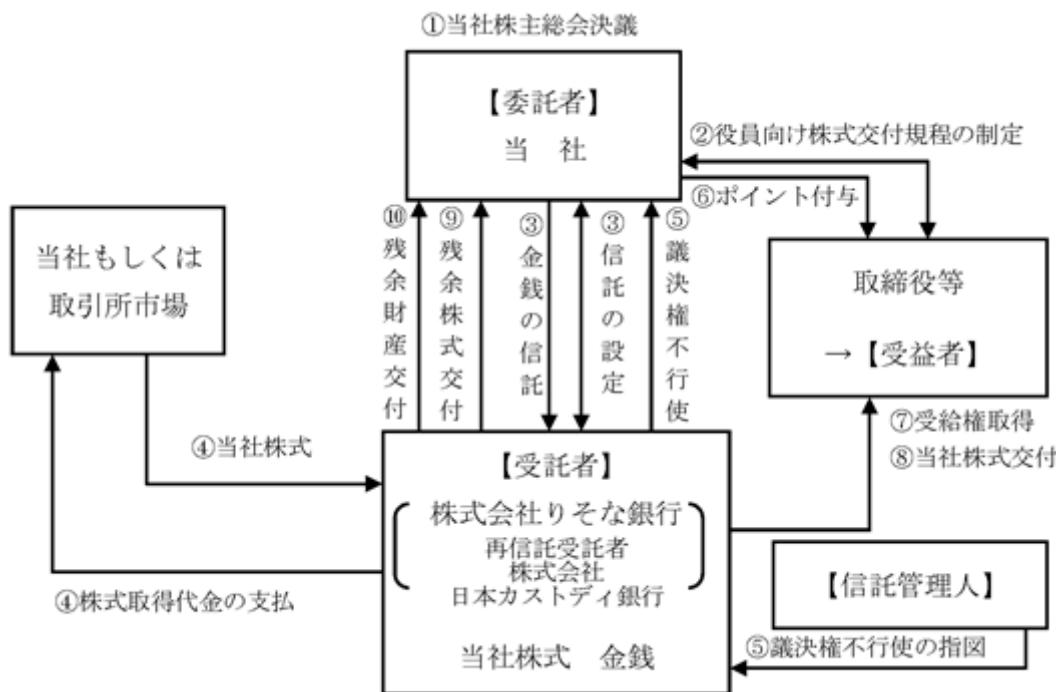
当社は、対象となる取締役等に対し、当社の業績達成等に応じてポイントを付与し、原則として毎年、取締役等が受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、取締役等に付与したポイントの数に相当する数の当社株式を交付します。

当社は、役員向け株式交付規程に基づき、取締役等に将来交付する株式を予め取得するために、再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託口）（以下、「信託口」といいます。）に金銭を信託します。信託口は、役員向け株式交付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を本自己株式処分により取得します。本自己株式処分は、信託口と当社の間で締結される株式総数引受契約に基づいて行われます。

本役員向け制度においては、当社による本自己株式処分の直接の相手方は再信託受託者たる株式会社日本カストディ銀行すなわち本役員向け信託となりますが、これにより本役員向け信託が取得する当社株式は役員向け株式交付規程を通じて取締役等に交付されるため、当該当社株式の募集の相手方及び割当対象者は取締役等となります。

本役員向け信託内の当社株式に係る議決権は、信託の当社経営からの独立性を確保するため一律不行使とします。

(2) 本役員向け制度の仕組み



当社は、2025年6月18日開催の第52回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、本役員向け制度の報酬枠の額及び内容の一部改定に関して承認決議を得ております。また、各当社のグループ子会社は、各当社のグループ子会社の株主総会において、本役員向け制度の一部改定に係る承認決議を得ております。

当社は、本役員向け制度の導入に際し役員向け株式交付規程を制定しており、本株主総会で承認を受けた範囲内で役員向け株式交付規程を改定し、取締役等へのポイント付与・株式交付の基準等を定めます。

当社は、本役員向け制度を実施するため、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で本役員向け信託に金銭を追加信託します。なお、各当社のグループ子会社は、その取締役等に対する報酬原資となる金銭については、当社と各当社のグループ子会社との間で必要な精算処理を行います。

受託者は、追加信託に係る金銭（32,580,000円）及び信託財産に属する金銭（100,000円）の総額を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）を通じ取得します。取得する株式数は、株主総会で承認を受けた範囲内とします。

本役員向け信託内の当社株式に係る議決権については、信託期間を通じて一律に行使しないものとします。

当社は、役員向け株式交付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。

役員向け株式交付規程及び本役員向け信託契約に定める要件を満たした取締役等は、当社株式の受給権を取得し、受益者となります。

受託者は、受益者に当社株式等を交付します。

信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、取締役会決議等により信託契約の変更及び本役員向け信託へ追加信託を行うことにより、本役員向け制度もしくはこれと同種の株式報酬制度として本役員向け信託を継続利用するか、又は、本役員向け信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却するもしくは公益法人に寄附する予定です。

本役員向け信託の清算時に、当社が拠出する金銭から株式取得資金を控除した信託費用準備金は当社に帰属します。その他の残余財産は、受益者に交付するか、又は公益法人に寄附する予定です。

(3) 本役員向け信託の概要

名称	：役員向け株式交付信託
委託者	：当社
受託者	：株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
受益者	：取締役等のうち、受益者要件を満たす者
信託管理人	：当社と利害関係を有しない第三者
信託の種類	：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
本役員向け信託契約の締結日	：2020年8月17日
金銭を追加信託する日	：2026年2月26日（予定）
信託の期間	：2020年8月17日から本信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。)
議決権行使	：行使しない
取得株式の種類	：当社普通株式

(4) 本従業員向け制度の概要

本従業員向け制度は、予め当社が定めた従業員向け株式交付規程に基づき、当社が金銭を拠出することにより設定する本従業員向け信託が当社株式を取得し、従業員に対して付与するポイントの数に相当する数の当社株式を、本従業員向け信託を通じて各従業員に対して、毎年一定の時期に交付する制度です。

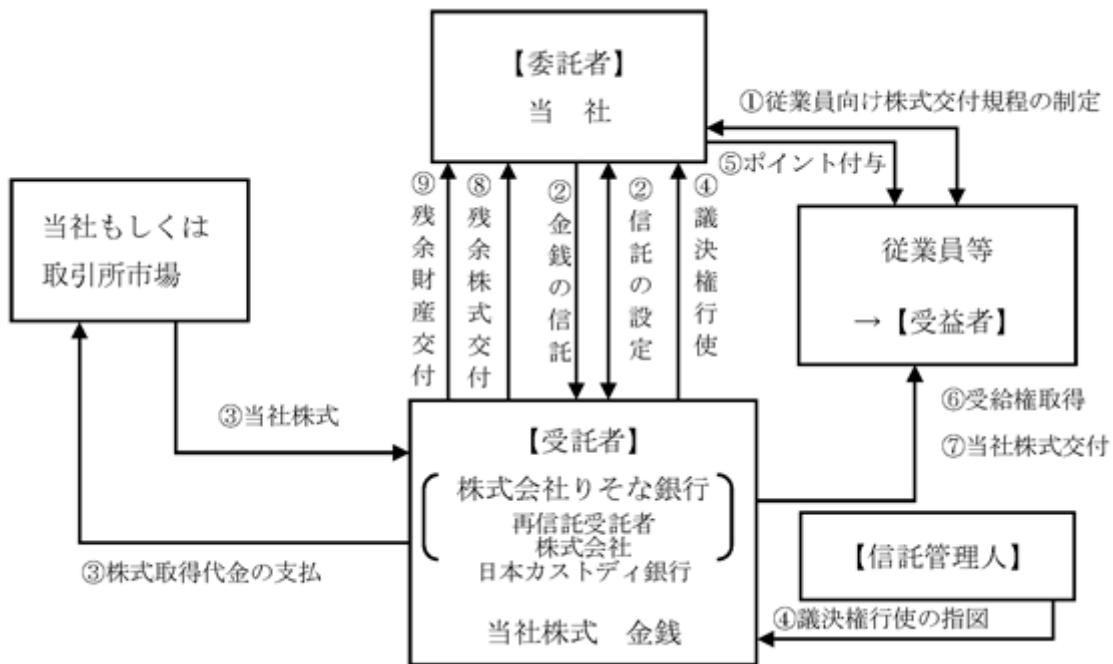
当社は、対象となる従業員等に対し、個人の貢献度に応じてポイントを付与し、原則として毎年、従業員等が受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、従業員等に付与したポイントの数に相当する数の当社株式を交付します。なお、本従業員向け信託設定に係る金銭は全額を当社が拠出し、本従業員向け信託が本自己株式処分における払込みを行うため、従業員の負担はありません。

当社は、従業員向け株式交付規程に基づき、従業員等に将来交付する株式を予め取得するために、再信託受託者である信託口に金銭を信託します。信託口は、従業員向け株式交付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を本自己株式処分により取得します。本自己株式処分は、信託口と当社の間で締結される株式総数引受契約に基づいて行われます。

本従業員向け制度においては、当社による本自己株式処分の直接の相手方は再信託受託者たる株式会社日本カストディ銀行すなわち本従業員向け信託となります。これにより本従業員向け信託が取得する当社株式は従業員向け株式交付規程を通じて従業員等に交付されるため、当該当社株式の募集の相手方及び割当対象者は従業員等となります。

本従業員向け信託の信託財産である当社株式についての議決権行使は、受益者要件を満たす従業員等の意思が反映されるため、従業員等の経営参画意識を高める効果が期待できます。信託管理人は、本従業員向け信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従って、信託銀行に対して議決権行使の指図を行い、信託銀行はその指図に従い議決権行使を行います。

(5) 本従業員向け制度の仕組み



当社は、本従業員向け制度の導入に際し、従業員向け株式交付規程を制定し、従業員等へのポイント付与・株式交付の基準等を定めております。

当社は、本従業員向け制度を継続するため、金銭を追加信託します。

受託者は、追加信託に係る金銭（276,120,000円）及び信託財産に属する金銭（18,000,000円）の総額を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）を通じ取得します。

本従業員向け信託内の当社株式に係る議決権については、信託管理人が受託者に対して議決権行使等の指図を行い、受託者は当該指図に従います。

当社は、従業員向け株式交付規程に基づき従業員等にポイントを付与します。

従業員向け株式交付規程及び本従業員向け信託契約に定める要件を満たした従業員等は、当社株式の受給権を取得し、受益者となります。

受託者は、受益者に当社株式等を交付します。

信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、取締役会決議等により信託契約の変更及び本従業員向け信託へ追加信託を行うことにより、本従業員向け制度もしくはこれと同種の株式報酬制度として本従業員向け信託を継続利用するか、又は、本従業員向け信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却するもしくは公益法人に寄附する予定です。

本従業員向け信託の清算時に、当社が拠出する金銭から株式取得資金を控除した信託費用準備金は当社に帰属します。その他の残余財産は、受益者に交付するか、又は公益法人に寄附する予定です。

(6) 本従業員向け信託の概要

名称	: 従業員向け株式交付信託
委託者	: 当社
受託者	: 株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託 契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
受益者	: 従業員等のうち、受益者要件を満たす者
信託管理人	: 当社の従業員から選定
信託の種類	: 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
本従業員向け信託契約の締結日	: 2020年5月11日
金銭を追加信託する日	: 2026年2月26日（予定）
信託の期間	: 2020年5月11日から本従業員向け信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。)
議決権行使	: 受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権 を行使するものとします。
取得株式の種類	: 当社普通株式
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、 当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定 する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。	
3. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。	
名称：株式会社証券保管振替機構	
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号	

2 【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	400,000株	326,800,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	400,000株	326,800,000	-

（注）1. 第1【募集要項】1【新規発行株式】（注）1.「募集の目的及び理由」に記載の本役員向け制度及び本従業員向け制度に基づき、当社株式を株式会社日本カストディ銀行（信託口）を通じ対象者に割り当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、株式会社日本カストディ銀行（信託口）を相手方とする本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 本役員向け制度に基づき当社株式が交付される割当対象者の総数及びその内訳は以下のとおりです。

当社の取締役等 6名 32,000株

雄健建設株式会社取締役 4名 8,000株

4. 本従業員向け制度に基づき当社株式が交付される割当対象者の総数及びその内訳は以下のとおりです。

当社の従業員 719名 309,600株

フジ・アメニティサービス株式会社の従業員 139名 38,600株

雄健建設株式会社の従業員 26名 11,800株

割当株数は、本有価証券届出書提出日における本役員向け制度及び本従業員向け制度を通じて対象者に交付される可能性のある当社株式の最大数であり、本役員向け制度の適用対象となりえる最大人数である取締役等10名及び本従業員向け制度の適用対象となりえる最大人数である従業員等884名に対して、将来付与されるポイントを合理的に仮定して算出したものであり、実際に交付される株式の総数は、交付時点において対象となる対象者の数、株式交付規程で定められる役職等に基づき算出し決定されます。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
817	-	100株	2026年2月26日	-	2026年2月26日

（注）1. 第1【募集要項】1【新規発行株式】（注）1.「募集の目的及び理由」に記載の本役員向け制度及び本従業員向け制度に基づき、当社株式を対象者に割り当てる方法によります。

2. 発行価格は、株式会社日本カストディ銀行（信託口）を相手方とする本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に株式会社日本カストディ銀行（信託口）との間で当該株式の株式総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われないこととなります。

4. 申込み及び払込みの方法は、対象者に通知の上、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の株式総数引受契約を株式会社日本カストディ銀行（信託口）との間で締結し、本信託において、払込期日までに後記(4)【払込取扱場所】へ発行価額の総額を払込むものとします。

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
フジ住宅株式会社	大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 大阪営業部	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
326,800,000	-	326,800,000

（注）1. 発行諸費用は発生いたしません。

2. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

（2）【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金326,800,000円については、払込期日以降順次、全額を運転資金に充当する予定であります。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第52期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月17日近畿財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第53期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月14日近畿財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年2月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月26日に近畿財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書及び半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年2月10日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年2月10日）現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

フジ住宅株式会社 本店

（大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。